

令和3年度立地適正化計画策定調査業務委託に係る  
公募型プロポーザルに関する質問・回答書

令和3年5月14日(金曜日)までに、質問書(様式1)によりいただいた質問に対する本市回答は以下のとおりです。

番号	資料名	該当部	頁数	質問事項	質問内容	本市回答
1	募集要項	9.審査方法等	5	審査方法について	審査方法は企画提案書による書類審査のみで、プレゼンテーションは無いという理解でよろしいでしょうか。	審査は提出された企画提案書の書類審査のみとなります。
2	様式第6号	総括責任者・担当技術者体制	-	様式第6号について	「欄が足りない場合は適宜追加してください。」と記載があるが、3ページ以上になっても良いか。	問題ありません。
3	様式第6号	総括責任者・担当技術者体制	-	様式第6号について	担当者欄には、照査技術者についても記載するという認識で良いか。	照査技術者についても記載をお願いします。
4	様式第6号	保有資格類似業務等の実績	-	様式6について	様式6に記載する担当者の保有資格や類似業務等の実績について、それを証明する書類(資格証の写しや契約書・仕様書の写し、テクリス等)も提出が必要でしょうか。	不要となります。ただし、募集要項 4.参加に関する留意事項(6) のとおり、虚偽の記載の禁止をしております。
5	仕様書(案)	第7条	2	市民意見等について	仕様書 第7条基本事項(1)に「市民意見等を踏まえながら」と記載がありますが、市民意見については、関連する既存のアンケート調査データ等の活用が可能でしょうか。	仕様書 第7条基本事項(1)の市民意見とは、今後予定している住民説明会やパブリックコメント等の意見を想定して記載しております。なお、仙台市ホームページ上に公開しているデータについては活用可能です。
6	仕様書(案)	第8条	3	立地適正化計画の検討について	仕様書 第8条業務内容(2)「立地適正化計画の検討」において、公共交通網等の整理に用いる現況バス路線(デマンド含む)の運行本数やバス停位置についてはshp形式等での貸与が可能でしょうか。	現況バス路線の運行本数やバス停位置については可能です。ただし、デマンドについてはshp形式等での対応は不可となります。デマンドの運行路線等については個別にHP等を確認願います。
7	仕様書(案)	第9条	4	貸与資料の確認	仕様書(案)第9条において、主な貸与資料の記載がございますが、このうち「仙台市が保有する地理情報システム(GIS)のデータ」のベースとなっているマップデータ(地形図・現況図)についてもGISで活用できるデータを貸与いただくことは可能でしょうか。	可能です。
8	仕様書(案)	第9条	4	企画提案募集中の貸与物について	企画提案に使用するため平成29年度土地利用現況調査報告書(仙台市)を貸与していただくことは可能か。	企画提案に向けての資料の貸与はできません。

令和3年度立地適正化計画策定調査業務委託に係る  
公募型プロポーザルに関する質問・回答書

令和3年5月14日(金曜日)までに、質問書(様式1)によりいただいた質問に対する本市回答は以下のとおりです。

番号	資料名	該当部	頁数	質問事項	質問内容	本市回答
9	仕様書(案)	別紙1	-	都市計画協議会について	仕様書内に記載のある「都市計画協議会」という会議体の位置づけやメンバー構成等について、可能な範囲でご教授ください。	都市計画協議会は、仙台市都市計画審議会(以下、「審議会」)での審議に当たり調査検討を行う必要がある際に開催するもので、審議会委員及び審議会会長が指名する臨時委員をもって構成されます。仙台市都市計画審議会のメンバー構成等については、下記URLをご参照ください。 <a href="https://www.city.sendai.jp/toshi-kekakuchose/kurashi/machi/kaihatsu/toshikekaku/kette/shingikai/index.html">https://www.city.sendai.jp/toshi-kekakuchose/kurashi/machi/kaihatsu/toshikekaku/kette/shingikai/index.html</a>
10	仕様書(案)	別紙1	-	検討スケジュールの確認	仕様書(案)第8条 業務内容(2)において、「分析については「手引き等」に記載されている項目についてはすべて行うものとする。」との記載がございます。手引きに示される項目として、地域別にマクロ・ミクロの分析を実施する場合、別紙1に示される検討スケジュール(予定)の「各種分析等」の作業期間が短いと感じられますが、検討スケジュールにおいて令和3年度業務成果として素案までを作成する予定は変わらないという認識でよろしいでしょうか。	スケジュールについては仕様書(案)別紙1のとおり考えておりますが、企画提案書により業務の実施方針・実施体制を踏まえた業務実施スケジュールを提示願います。
11	仕様書(案)	別紙1	-	「素案の作成」について	別紙1の検討スケジュール(予定)に示される「素案の作成」について、令和3年度と令和4年度の作成内容の違いを教えてください。	令和3年度の素案の作成については、仕様書(案)第8条 業務内容(2)立地適正化計画の検討の内容について作成するものとしております。また、令和4年度の素案の作成については、定量的な目標値の検討及び施策の達成状況等を含むとともに、都市計画協議会の意見を踏まえた修正を行うこととしております。